



第五次環境基本計画の第2回点検について — 自然環境部会担当分 —

自然環境部会



第五次環境基本計画の点検の範囲と点検スケジュール

【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

【点検の範囲】

第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策の展開」／第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」
第4部「環境保全施策の体系」

【点検スケジュール】

	点検スケジュール	総合政策部会の点検スケジュール
1年目（2018年度）	点検の準備	—
2年目（2019年度）	【第1回】 各部会による各分野の点検※	12月20日 点検①
3年目（2020年度）	【第1回】 各部会による点検及び取りまとめ	7月28日 点検②
		12月1日 点検報告書取りまとめ
4年目（2021年度）	【第2回】 2年目と同じ	秋頃 点検①
5年目（2022年度）	【第2回】 3年目と同じ（最終的な点検）	夏～秋 点検②、 点検報告書取りまとめ
6年目（2023年度）	計画の見直し	—

今回

※自然環境部会担当のうち、「重点戦略2(1)（海洋環境の保全）」部分のみ第1回点検にて実施（2020年1月27日開催 第39回自然環境部会にて審議）

（第2回点検分野の設定）

第2回点検分野の設定に当たっては、第1回点検分野で選定しなかった項目及び第1回点検分野として取り上げた項目のうち、進捗状況を確認する必要がある項目を重点的に点検する。さらに最終的な点検年次である2022年度においては全体的な進捗状況を確認し、第五次環境基本計画の総括を行う。

* 個別計画が策定されている分野においては当該計画の点検内容を活用。

第五次環境基本計画の第2回点検分野 ①

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
（2）国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源循環関係）
（4）グリーンな経済システムの基盤となる税制	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会（海洋環境の保全の部分を除く）
（3）環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上	循環型社会部会 自然環境部会 地球環境部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
（1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	
・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入	総合政策部会
・地域新電力等の推進	
（2）地域の自然資源・観光資源の最大限の活用	自然環境部会 総合政策部会（文化的資源の活用関係）
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
（1）環境にやさしく健康で質の高い生活への転換	自然環境部会（新湯治関係） 循環型社会部会（食品ロス関係） 地球環境部会（低炭素関係） 総合政策部会 動物愛護部会（ペット関係）
（2）森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革	総合政策部会
（3）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・良好な大気環境の確保	大気・騒音振動部会
・廃棄物の適正処理の推進	循環型社会部会
・快適な感覚環境の創出	大気・騒音振動部会
・ヒートアイランド対策	大気・騒音振動部会

第五次環境基本計画の第2回点検分野 ②

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
5. 持続可能性を支える技術の開発・普及	
(1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発	地球環境部会 循環型社会部会 総合政策部会
(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発	地球環境部会 総合政策部会 自然環境部会
(3) 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進	総合政策部会
6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	
(1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献	地球環境部会
(2) 海外における持続可能な社会の構築支援	地球環境部会

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
3. 生物多様性の確保・自然共生	自然環境部会
4. 環境リスクの管理	
(1) 水・大気・土壌の環境保全（大気関係）	大気・騒音振動部会
(3) 環境保健対策	環境保健部会
5. 各種施策の基盤となる施策	総合政策部会
6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応	
(1) 東日本大震災からの復興・創生	循環型社会部会 環境保健部会（健康管理関係）
(2) 自然災害への対応	循環型社会部会 大気・騒音振動部会 動物愛護部会

【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

各部会は、**重点戦略全体を俯瞰しながら**、以下の観点からも、必要に応じ、確認、検討を行う。

- 各部会の担当部分に記載されている施策が実施されているか、取組の弱い部分はないか、効果は生じているか、足りない施策はないか。
 - 担当分野における環境保全上の効果に加え、**他の環境保全上の効果が発揮**できるような施策になっているか、そのための施策はいかにあるべきか。
 - **経済・社会面での効果**はどのくらいあるのか、経済・社会面での効果を高めるためにはどのような取組があり得るか。
 - 関係府省等の他の施策とどのように**有機的に連携**できるのか。
 - **地域循環共生圏の創造**にどの程度貢献できているか。
 - 経済社会システム、ライフスタイル、技術といった**あらゆる観点からのイノベーションの可能性**があるか。
 - **環境保全と新型コロナウイルス感染症への対応**を有機的に連携できているか。
 - **2050年カーボンニュートラル、グリーン社会の実現**に向けてどのような取組があり得るか。
-
- 上記の点検を行うに当たっては、必要に応じ、点検分野に関する具体的な取組事例（事業者、自治体、NPO等）、関係省庁に係るヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにする。
 - 各部会は、点検を通じ、計画内容の見直しに向けた論点の整理を行う。

自然環境部会における第2回点検の進め方



- 自然環境部会が点検担当となっている重点戦略の進捗については、省内及び関係府省に対してそれぞれの取組状況等を記した調査票を提出させ、これによって点検を行う。
(今回の関係省庁：農林水産省、国土交通省)
- 環境面のみならず、経済的・社会的な効果も評価する。
- 「重点戦略を支える政策」の点検においては、第五次環境基本計画において、「3. 生物多様性の確保・自然共生」については（中略）生物多様性国家戦略の直近の点検結果を可能な限り活用することとしていることから、「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（令和3年1月27日決定）によって点検を行う。
- 点検報告書の取りまとめに当たっては、定性的及び定量的の両面から全体的な評価を行うこととする。

重点戦略の進捗 (第2回点検分野)

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持（自然資本の維持・充実・活用①）

【環境基本計画のポイント】（P29-30）

- あらゆるセクターにおける生物多様性の主流化を通じ、ストックとしての自然資本の価値を適切に評価し、維持・充実させていくとともに、その持続可能な利用を推進する。
- 希少種をシンボル種とした生息環境保全、外来種対策※、野生鳥獣被害対策等※を推進する。
- 森・里・川・海のつながりを意識しつつ、河川、湿原、干潟、藻場など過去に損なわれた様々な自然環境を保全・再生する等、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることを通じ、環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応する国土利用を推進する。

（取組の進捗状況）

※外来種対策はスライド15、鳥獣対策はスライド26において報告

生物多様性の主流化を通じた自然資本の持続可能な利用推進

- ◆ 国際的な動向も踏まえ、日本国内での30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を保全することを目指す目標）の実現に向けた行程と具体策を示す「30by30ロードマップ」を2022年4月に公表。あわせて、多様な主体が連携して30by30目標を達成するため、環境省・企業・自治体・団体等による有志連合「生物多様性のための30by30アライアンス」を発足させた。
- ◆ 「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の後継組織として、「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」を設立し、さらなる取組の深化を進めている。
- ◆ 2017年公表の「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の事業者への普及を推進。国内外の最新の動向を受け、第3版としての改定の検討を進めた。
- ◆ 2020年に生物多様性保全に資する日本企業の優れた活動事例を「生物多様性民間参画事例集」、「企業情報開示のグッドプラクティス集」としてまとめ、国内外に広く発信した。さらに経団連自然保護協議会と連携しポスト2020生物多様性枠組の達成に貢献することを目的に、2021年のCOP15第一部において「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を立ち上げ、国内企業の先進的な取組を国内外に紹介した。
- ◆ 「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」を環境省全体で推進し、MY行動宣言について約26万人から賛同を得るとともに（2021年3月時点）、森里川海賛同企業591団体（2022年7月時点）と連携して森里川海の普及啓発を進めた。

希少種をシンボル種とした生息環境保全等

- ◆ トキの生息環境の保全や野生復帰推進など、地域の農業施策等と連携しトキ保護増殖事業計画の取組を進めた。
- ◆ 野生生物保全の基礎的資料となる環境省レッドリストについて、2018～2020年に第4次レッドリストの随時見直しを実施した。現在は第5次レッドリストの公表に向けた評価作業を実施している。
- ◆ 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定を進め、地域と連携した希少野生動植物種の保全、保護増殖事業及び生息地等保護区の管理を実施した。
- ◆ 国内希少野生動植物種について、2018～2022年に170種を追加指定した（国内希少野生動植物種は計427種となった）。保護増殖事業について、2018～2022年に新たに5事業の計画を策定し、対象種を11種追加した。

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 (自然資本の維持・充実・活用②)

(取組の進捗状況 (続き))

生物多様性の確保と人間活動の調和を通じた環境・社会・経済的な課題に対応する国土利用

- ◆ 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため「多自然川づくり」を推進した。また、過去の開発等により失われた湿地について、地域の多様な主体と連携しつつ、再生等を推進した。
- ◆ 2019年3月に「実践的な河川環境の評価・改善の手引き(案)」を作成し、河川環境の定量的な目標設定の取組を推進した。
- ◆ 洋上風力発電導入の検討に係る環境影響評価の円滑化・迅速化と、適切な環境配慮の両立を図る上でも、重要な基礎資料とするため、衛星画像の解析手法を用いて藻場の分布調査を2018年から2020年に実施した。また、2017年から2021年に琉球列島、小笠原諸島のサンゴ分布調査を実施した。
- ◆ 2019年4月に成立した改正自然環境保全法に基づき、自然環境が優れた状態を維持していると認められる海域について、2020年12月に沖合海底自然環境保全地域として4地域指定した。
- ◆ 2021年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けた中長期の政策方針として、「みどりの食料システム戦略」を策定した。2022年5月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」が公布され、7月に施行された。
- ◆ 2020年8月に新農林水産省生物多様性戦略検討会を設置し、2022年6月に「農林水産省生物多様性戦略の改定に向けたこれまでの議論の整理」を公表した。

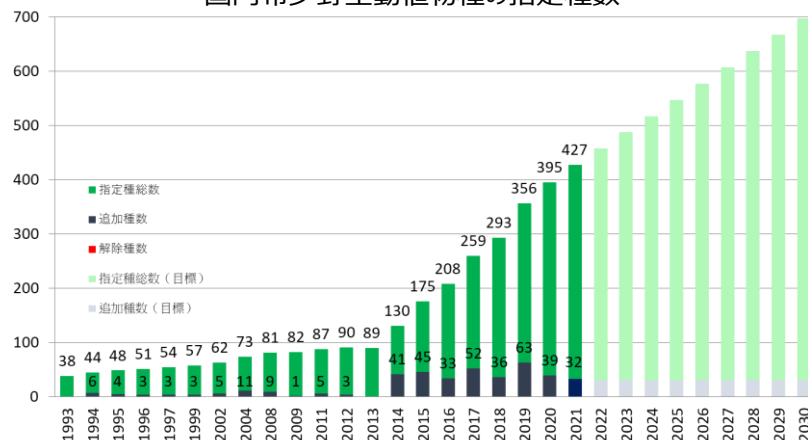
(定量的な取組の進捗)

- ・ 愛知目標達成に貢献する事業の登録事業者の数：
2020年度410(目標400以上)
- ・ 自然環境保全分野の産業市場規模：
2019年8.5兆円(前年比1.5%増)
- ・ 国内希少野生動植物種の指定種数：
293種(2018年度) → 427種(2021年度)
- ・ 保護増殖事業の計画策定数：51(2018年度) → 56(2021年度)
- ・ 同対象種数：64(2018年度) → 75(2021年度)
- ・ 生息地等保護区の面積：
890ha(2018年度) → 1,489ha(2021年度)

(環境・社会・経済的効果)

- ・ あらゆるセクターにおける生物多様性の主流化に貢献
- ・ 自然環境保全分野の産業市場規模の拡大
- ・ 地域のシンボルや自然資源でもある希少種の保全を図ることによって、地域の活性化に貢献
- ・ 野生生物の種の絶滅の回避

国内希少野生動植物種の指定種数



(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持（自然資本の維持・充実・活用③）

課題及び今後の取組方針

【生物多様性の主流化を通じた自然資本の持続可能な利用推進】

- ◆ 30by30目標の達成に向け、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上及び「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）※」の設定・管理等の取組を推進することが必要。このため、30by30アライアンス参加者の協力も得ながら、民間の取組等により生物多様性保全が図られている区域を「自然共生サイト（仮称）」として認定する取組等を進める。
※Other Effective area-based Conservation Measures
- ◆ ビジネスにおける生物多様性の主流化が十分進んでいない現状を踏まえ、ビジネスと生物多様性・自然資本に係る新たな国際目標や国際枠組みの進展に対応し、事業活動と生物多様性の関係性の評価・分析とそれに基づく目標設定や情報開示を促すためのルールメイキングへの参画や、ガイドライン・実証事業等を通じた事業者の取組支援を実施。
- ◆ また、ネイチャーポジティブ経済に向け、その効果や施策を整理したビジョンを示した上で、事業活動における生物多様性配慮に加え、生物多様性に資する技術、製品・サービスの開発や市場の拡大等を支援する。

【希少種をシンボル種とした生息環境保全等】

- ◆ 国内希少野生動植物種の指定種数が増える中で、保護増殖事業の実施により生息・生育状況の改善が見られている種もあるものの、生息域外個体群が途絶した種もあり、その目標を達成し保護増殖事業を完了した事例はない。このため、引き続き関係機関や研究者等と連携して保護増殖事業を推進し、保護増殖事業の目標達成事例を創出していく。また、特定第二種国内希少野生動植物種の保全の手引の作成等により、地域での希少種保全活動を促進し、幅広い主体による希少種の保全体制の構築を推進する。

【生物多様性の確保と人間活動の調和を通じた環境・社会・経済的な課題に対応する国土利用】

- ◆ 引き続き、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを推進する。
- ◆ 指定した沖合海底自然環境保全地域について、科学的・実効的な管理や、継続的なモニタリングの土台（ベースライン）の情報の確保のため、継続的な自然環境の状況把握調査を行う。
- ◆ 「みどりの食料システム戦略」や「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量の低減、有機農業の拡大等に地域でまともに取り組みモデルの創出と横展開などにより、食料・農林水産業の環境負荷低減を推進する。
- ◆ 生物多様性の主流化に向け、生産者や消費者、企業等の行動変容が重要。このため、農林水産省生物多様性戦略において、サプライチェーン全体で生物多様性の保全に取り組むことを新たに盛り込むとともに、引き続き、生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業やそれらを支える農山漁村の活性化を推進する。

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持（森林の整備・保全）

【環境基本計画のポイント】（P30）

- 森林の有する多面的な機能を将来にわたり発揮させていくため、適時適切な造林や間伐等の森林施業を面的に行うとともに、自然条件等に応じて針広混交林化を図るなど、多様で健全な森林づくりを進めることが必要である。このため、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に向けた新たな森林管理システムを創設するとともに、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の活用も含めた森林の整備・保全に係る取組を推進する。

（取組の進捗状況）

森林の整備・保全

- ◆ 森林・林業基本計画等に基づき、森林の多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できるよう、主伐後の再造林の確保、間伐等の着実な実施とともに、自然条件等に応じて針広混交の育成複層林への誘導等により、多様で健全な森林づくりを進めている。
- ◆ 2018年度には、手入れの行き届いていない森林の経営管理を促進し、林業の成長産業化と森林資源の適正な管理を実現するための仕組みとして、森林経営管理法を制定。同法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。2019年度以降、森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用して、市町村が主体となった森林整備の取組が進展。
- ◆ 2020年度には、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を改正し、間伐等の実施や特定母樹の増殖を促進する措置を継続するとともに、成長に優れた特定苗木を積極的に用いた再造林を推進する仕組みを創設。

（定量的な取組の進捗）

- 森林吸収量
2020年度 4,050万t-CO₂（目標：2030年度 約3,800万t-CO₂）
- 木材供給量
2020年 31百万m³（目標：2030年 42百万m³）

（環境・社会・経済的効果）

- 適切な森林の整備・保全による森林の有する多面的機能の発揮
- 森林吸収量の確保による温室効果ガス削減目標への貢献
- 期待する機能の発揮に向けた森林の整備・保全が行われた結果としての木材供給

課題及び今後の取組方針

- ◆ 立木販売収入から再造林費用を賄える状況にはなっておらず、近年の主伐面積に対する再造林面積は低位な状況にある。間伐対象地の奥地化等に伴う間伐コストの増大や育成複層林への誘導の遅れがみられる。
- ◆ 伐採と造林の一貫作業や列状間伐の推進、低密度植栽、エリートツリー等の植栽による下刈り回数の削減等の取組により、森林施業の省力化・低コスト化を進め、主伐後の再造林や間伐を促進する。森林経営管理制度の推進等により、森林環境譲与税も活用しながら市町村が行う間伐や針広混交の育成複層林化等の取組を促進する。

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持（生態系ネットワークの構築①）

【環境基本計画のポイント】（P30）

- 大型鳥類等をシンボルとし、河川を基軸とした流域での生態系ネットワークを構築する。具体的には、河川の連続性の回復、氾濫原や湿地の再生、水域の連続性の確保、希少動植物の生息・生育地の保全再生、環境保全型農業の推進とこれら農業で生産された農産物のブランド化※、自然資源を活用した観光などの取組を進め、生物多様性の保全、地域振興と経済活性化を促進するとともに、気候変動などの環境変化に際して、生物が移動・分散する経路の確保にも貢献する。

※環境保全型農業の推進とブランド化についてはスライド24にて報告

(取組の進捗状況)

生態系ネットワークの構築

- ◆ 生態系ネットワークの重要性や先進的な事例について広く紹介し、普及・啓発を図るため、2016年度から毎年「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」及び「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催。
- ◆ これから協議会を立ち上げ事務局を担う河川管理者を主な対象に、生態系ネットワークの取組の進め方をとりまとめた「河川を基軸とした生態系ネットワーク形成のための手引き（河川管理者向け）」を2020年2月に公表。
- ◆ 生態系ネットワークの評価方法に着目し、コンサルタントやより深く学びたい河川管理者を主な対象として、実務に即した具体的な解説や取組事例をとりまとめた「河川事業における生態系保全に関する評価の手引き（実務者向け）（案）～生態系ネットワーク形成に向けて～」を2021年6月に公表。
- ◆ 保護地域やその他の生物多様性の保全に資する地域（OECM）等による生態系ネットワークの構築に向け、2020年度から、「民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会」を開催。
- ◆ 民間の取組等により生物多様性保全が図られている区域を国が「自然共生サイト（仮称）」として認定する仕組み等の検討を行い、2021年度末には、仕組みの試行に向けた認定基準等を取りまとめた。
- ◆ 「自然共生サイト（仮称）」認定の仕組みを2022年度に試行し、2023年度から正式に認定を開始予定。
- ◆ 海域におけるOECMについても、「民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会」において2021年度に検討を実施。生物多様性の保全や社会課題の解決に向けて期待される効果等を整理した。
- ◆ 生物多様性保全推進支援事業を通じて、希少種の生息・生育環境の保全、国立公園等の重要保護地域での生物の生息・生育環境の保全再生等の取組を支援した。
- ◆ 生態系ネットワークの形成に取り組まれている地域の活動に役立ててもらうため、農林水産省、国土交通省、環境省の支援制度をパンフレットに取りまとめ、ホームページ上で公開し、情報発信を行った（2019年1月発行、2022年2月更新）。
- ◆ 地域に生息する野生動物を観光資源とする取組を促進するため、2019年度より国立公園等資源整備事業費補助金による活動団体支援及び環境省直轄施設の改修を通じて、保全にも資する形でのツアー造成やプロモーションのためのウェブサイト構築等を実施。ルールブックを作成しての地元ガイドによるライチョウ観察ツアーの実施や傷病個体収容施設の改修によるオジロワシ等の見学ツアーなどを実施している。

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持（生態系ネットワークの構築②）

(定量的な取組の進捗)

- 取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数：2020年度 13 ネットワーク（目標値 2030年度 17 ネットワーク）
- 生物多様性保全推進支援事業において、希少種保全の対策が講じられた延べ種数（累計）：44種（2018）→112種（2021）

(環境・社会・経済的効果)

- 生態系の連結を確保することで、気候変動等による環境の変化に対して強靱な国土のストックを保全
- 「自然共生サイト（仮称）」認定によって地域のブランド価値が向上し、保全管理活動を行う地域とそうした活動を支援したい企業のマッチングや、中山間地域と都市との交流が促進され、地域の活性化にも貢献
- 「自然共生サイト（仮称）」認定を受けることで、企業のブランド価値の向上につながる
- 「自然共生サイト（仮称）」認定を受けた土地の管理の取組を今後作られる国際的な情報開示の枠組みに沿って開示することにより、ESG投資融資を受けやすくなるなど、企業にとって資金調達面で有利になる

課題及び今後の取組方針

- ◆ 河川環境の整備と保全を図るに当たっては、流域へと視点を広げ、流域の農地や緑地などにおける取組と連携することが重要であることから、各地域で生態系ネットワーク形成に向けた取組を着実に進めるとともに、各地域の取組が促進されるよう先進地域の取組の展開等を行う。
- ◆ 「自然共生サイト（仮称）」認定を通じたOECMの設定・管理等の取組を着実に推進し、生態系ネットワークを構築するとともに30by30目標の達成につなげる。
- ◆ 当面は国直轄で「自然共生サイト（仮称）」認定の仕組みを運用しながら、課題点を洗い出し、より効率的・効果的な仕組みになるよう改善を図っていく予定。
- ◆ 生物多様性保全の観点からの重要性などの科学的知見や、鉱物資源の開発状況等などの社会的状況を踏まえ、海域におけるOECMの設定に関する検討を行うとともに、OECM設定後の効果的なモニタリング手法に関する検討を行う。
- ◆ 国の制度等に基づき管理されている地域のうち、適切なものについてOECMとしての整理を検討。
- ◆ 「自然共生サイト（仮称）」認定地の環境（生物多様性）価値を切り出し、市場ベースでやり取りするスキームを検討。あわせて、優遇税制、寄付、ふるさと納税、クラウドファンディング、ネーミングライツ、認証品の購入その他の取組についても、事例調査等を実施し分析を予定。
- ◆ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」を進める。
- ◆ 野生動物の観光利用にあたり、地域のルール作成や得られた利益の一部を保全に活用する仕組み作り等、観光利用と保全が併せて促進される必要がある。このため、情報提供等の支援を行う。

重点戦略2 国土のストックとしての価値の向上

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

(人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を保全・再生・活用する国土利用①)



【環境基本計画のポイント】(P31)

- 人口減少下における土地の適切な管理を実現するためには、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進することも必要。また持続可能な国土管理のためには、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努める。
- 里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術に学び、都市住民や事業者など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理していく仕組みづくりを進める。
- それでも適切な管理を続けることが困難な土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、自然林への移行や湿地の再生など自然環境を再生し、希少動植物の生息・生育地や災害の緩衝地として活用するなど新たな用途を見いだすことで、最適な国土利用を選択するよう努める。

(取組の進捗状況)

資源やエネルギーの確保と循環的な利活用

- ◆ 「脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業」では、地域バイオマスの利活用による清掃工場の持続可能な運用システム等を実証、生ごみバイオガス化施設のオンサイト利用による脱炭素型農業を核とした里山・都市循環等を検討した。
- ◆ 「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」では、廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効利用する自立・分散型の地域エネルギーセンターの整備を進めた。

多様な主体による資源管理

- ◆ 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、地域の自然再生の取組を促進
- ◆ 生物多様性保全推進支援事業を通じて、地方自治体、NPO、大学等多様な主体からなる協議会が行う、重要里地里山等において自然体験・教育などで自然資源を保全・活用する取組に対して支援を2021年度から開始。

国土の適正な利用・管理

- ◆ 国土交通省では、人口減少下における国土の適切な管理の在り方を示す国土の管理構想を2021年6月に策定。都道府県・市町村・地域の各レベルにおいて、土地の現状把握と将来予測をもとに、目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想の策定を推奨している。当該構想では、人口減少下で全ての土地をこれまで同様に管理するのは困難であり、優先的に維持する土地の明確化や管理方法の転換を進めることが重要であるとしている。
- ◆ これまでに、長野県長野市旧中条村において地域管理構想を策定。現在、愛知県東栄町、福岡県うきは市で市町村管理構想の検討を、山形県天童市において地域管理構想の検討を進めており、さらに今後取組の推進を図る予定。

重点戦略2 国土のストックとしての価値の向上

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

(人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を保全・再生・活用する国土利用②)



(定量的な取組の進捗)

- ・ バイオマス系廃棄物の循環利用率 約17% (2019年度)
- ・ バイオマス系廃棄物の循環利用量 約50百万トン (2019年度)
- ・ 自然再生協議会の数： 26 (2018年度) →27 (2022年度)
- ・ 自然再生事業実施計画の策定数： 44 (2018年度) →49 (2022年度)

(環境・社会・経済的効果)

- ・ 里山の資源を活用することにより自然環境の保全に寄与
- ・ 多様な主体からなる協議会により、里地里山の資源を管理していく仕組みづくりが進められ地域活性化に寄与
- ・ 地域バイオマス等の利活用
- ・ 気候変動対策へも貢献
- ・ 国土の適正な利用・管理による生物多様性の保全、良好な景観形成、二酸化炭素の吸収・環境負荷の低減、水循環機能の発揮
- ・ 国土の適正な利用・管理による食料等の生産、国土保全、地域文化の継承等

課題及び今後の取組方針

【資源やエネルギーの確保と循環的な利活用】

- ◆ 天然資源の消費を抑制し、循環型社会への転換を更に進める必要があるため、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に定められた基本原則にのっとり、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び熱回収を総合的に推進するとともに、ライフサイクル全体にわたる持続可能性を考慮しながら、バイオマスの総合的な活用をより一層促進する。

【多様な主体による資源管理】

- ◆ 各地域の状況に応じて、多様な主体の参画による自然環境の保全・再生を持続的かつ効果的に推進する必要がある。各地の自然再生に係る取組事例の収集・提供等を行うほか、自然再生協議会の設立に関する現状と課題を整理し、よりの確に課題に対応した普及啓発活動を実施する。

【国土の適正な利用・管理】

- ◆ 市町村管理構想・地域管理構想のモデル形成を踏まえ全国展開を図ることが必要。今後、国土利用計画(市町村計画)と一体的に市町村管理構想・地域管理構想の策定を推進するとともに、また制度化を含め、管理構想の更なる推進方策を検討する。

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 (外来生物対策①)

【環境基本計画のポイント】(P31)

- 生物多様性の保全上の優先順位を踏まえて、特定外来生物の新規指定による飼養等、輸入及び譲渡しの規制、適正な飼養等の確保のための普及啓発、防除事業の実施を進める。また、ヒアリ等の非意図的に国内に侵入した外来生物について、初期段階の水際対策を徹底する。

(取組の進捗状況)

外来生物対策

- ◆ 特定外来生物について2020年に14種類を新規指定し、2022年5月時点で合計156種類(7科、13属、4種群、123種、9交雑種)について飼養等、輸入及び譲渡しの規制を実施。
- ◆ 外来種被害予防三原則(「入れない」、「捨てない」、「拡げない」)について、主にペット・観賞魚業界等を対象にした普及啓発や、外来種問題に関するパネルやウェブサイト等を活用した普及啓発を実施。
- ◆ 生物多様性保全推進支援事業を通じて、特定外来生物の防除事業、地域に未侵入・侵入初期の特定外来生物の防除についての地域計画策定や調査等を支援した。
- ◆ 世界遺産地域におけるマングース防除等の生物多様性の保全上重要な地域における特定外来生物の防除や、ツマアカスズメバチやスパルテナ属等の近年国内に侵入した特定外来生物の緊急的な防除を実施。
- ◆ ヒアリについては2017年6月に国内で初確認されて以降、2021年度までに18都道府県84事例が報告されているが、いずれも防除を実施し定着を防止してきた。



外来種問題に関する普及啓発資料

- ◆ 2020年より外来生物法の施行状況評価を実施し、2022年1月の中央環境審議会からの答申を踏まえ、2022年5月にヒアリなど意図せず国内へ入ってくる外来種への対策の強化、アメリカザリガニなど現状で規制がかかっていないが広く飼育されている外来種への規制手法の整備、地方公共団体など各主体との防除の役割分担の明確化等による防除体制の強化に関する事項を盛り込んだ外来生物法の改正を実施。

(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持（外来生物対策②）

(定量的な取組の進捗)

- 生物多様性保全推進支援事業において、特定外来生物の早期防除計画が策定された地域（累計）： 0（2018年）→10（2021年）
- 特定外来生物に指定した種類数： 142種類（2018年）→156種類（2021年度末）
- ヒアリの定着箇所数： 0箇所（2018年）→0箇所（2021年度末）
- 生態系被害防止外来種リストの指定等種類数のうちの未定着種類数： 101種類（2018年）→101種類（2021年度末）
- 奄美大島におけるアマミノクロウサギ及び沖縄島やんばる地域におけるヤンバルクイナの生息状況（生息確認メッシュ数）
 - アマミノクロウサギ：410（2018年）→451（2020年）
 - ヤンバルクイナ：126（2018年）→132（2021年）

(環境・社会・経済的効果)

- ヒアリの調査・防除を徹底することで国内定着を防止し、人の生命・身体への被害防止

課題及び今後の取組方針

- ◆ 被害や侵入に関する新たな状況の変化等に応じた、迅速な、あるいは定期的な特定外来生物の指定作業を行うための情報収集や検討に関する体制が不十分。特定外来生物を迅速、定期的に指定できる体制を確保し、効果的な指定を進める。
- ◆ 地域固有の生物多様性の保全等のために外来種対策が重要であることが国民に十分に理解されていない。外来種問題や法の遵守等について、アカミミガメやアメリカザリガニの規制導入の契機も活かしつつ、戦略的に普及啓発を実施する。
- ◆ 広域に定着している特定外来生物について、分布や被害の拡大が続いており、侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報の収集や迅速な注意喚起などの発信や各主体の適切な役割分担に基づく防除が不十分。国内に定着している特定外来生物について、分布情報などの情報整理と発信、拡散懸念地域への注意喚起と防除支援等の取組促進ができる仕組みと体制を確保し、地方公共団体等の各主体と役割分担・連携のうえ防除対策を推進する。
- ◆ ヒアリの国内確認件数が増加し、定着が懸念され、対策強化が必要。改正外来生物法に基づき、ヒアリ類を要緊急特定外来生物に指定し、国内に侵入したヒアリの防除を強化する。またヒアリ等の海外からの非意図的侵入を防ぐために国際連携強化の提案等を継続する。

(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上（グリーンインフラやEco-DRRの推進①）

【環境基本計画のポイント】（P33）

- 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。
- 災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進する。

（取組の進捗状況）

グリーンインフラの推進

- ◆ 官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を推進するため、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」を2020年度に創設。
- ◆ 2020年3月に産学官の多様な主体の参加する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を設立。グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおけるグリーンインフラの社会的な普及、グリーンインフラ技術に関する調査研究、資金調達手法等の検討等の活動の拡大を通じて、分野横断・官民連携によるグリーンインフラの社会実装を推進。
- ◆ 2021年の都市緑地法の一部改正により、特別緑地保全地区の指定要件に、「雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）を追加し、「緑地保全等事業」の対象に追加。
- ◆ 流域治水の推進に当たって、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの考えを推進し、遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図るとともに、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全・再生することにより、生態系ネットワークの形成を推進。
- ◆ 2019年度に「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を設置し、ブルーカーボンを活用した港湾・沿岸域における環境価値の創出に関する検討を進めている。
- ◆ 2021年度より、ジャパン・ブルーエコノミーが藻場の保全活動により創出されたCO2吸収量をクレジットとして認証し、CO2削減を図る企業・団体等とクレジット取引を行う「ブルーカーボン・オフセット・クレジット制度」の試行を実施している。

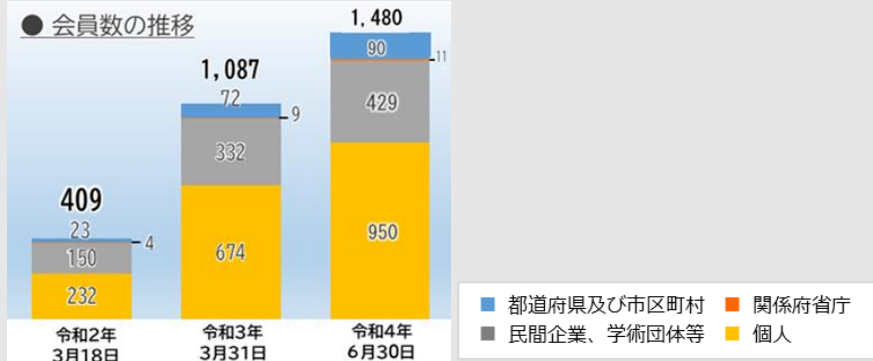
グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（2020年設立）

◆グリーンインフラの社会的な普及 ・情報発信、意見交換 ・グリーンインフラ大賞 ・会員同士のマッチング 等	◆グリーンインフラの調査・研究 ・技術集の整理 ・評価手法の開発 等	◆グリーンインフラの資金調達の検討 ・民間資金活用事例の整理 ・ESG投資等の促進に向けた検討 等
---	---	--

官民連携・分野横断によるグリーンインフラの取組を推進

国、地方公共団体、民間企業、学術団体、市民団体、個人等

グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動内容



グリーンインフラ官民連携プラットフォーム会員数

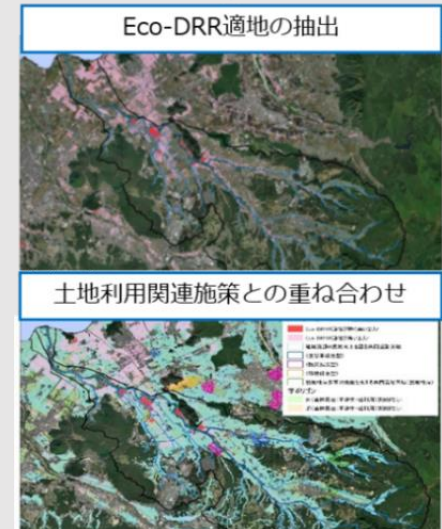
(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上（グリーンインフラやEco-DRRの推進②）

(取組の進捗状況（続き）)

Eco-DRRの推進

- ◆ グリーンインフラやEco-DRRに関する事例集「自然の持つ機能の活用その実践と事例」を2019年3月に発行。
- ◆ 自然を活用した社会課題の解決（NbS）の考え方やEco-DRRの取組等を盛り込んだ気候変動適応計画を2021年10月に改定。
- ◆ 生態系を活用した適応策（EbA）を現場で実施する際の基本的な考え方や踏まえるべき視点等を紹介する手引きを2022年6月に発行。
- ◆ 2020年度から、かつての湿地・氾濫原等を再生した場合の流域全体の保水力や生物多様性保全効果を示す「生態系機能ポテンシャルマップ」作成方法の検討を開始。のべ6地域においてマップの検討・作成を実施。
- ◆ 2022年度中に同マップの作成方法や活用方策等の技術的な情報をまとめた自治体職員向け手引を策定予定。
- ◆ 自然生態系の防災・減災機能を踏まえ、森林、都市緑地、湿地、サンゴ礁等の保全・再生を推進した。
- ◆ 2020年度に、京都の都心部に位置する国民公園 京都御苑において、都市空間におけるグリーンインフラとしての「雨庭※」を整備。

※雨庭（あめにわ）とは、屋根や水を浸透させない舗装面に降った雨水を集め、一時的に貯め地下にゆっくりと浸透させる仕組みをもった緑地のこと。



ポテンシャルマップのイメージ

(定量的な取組の進捗)

- 生態系を基盤とする手法に関する取組を含む、都道府県の生物多様性地域戦略の策定数：
24件（2020年度）→27件（2021年度）
- 特に重要な水系における湿地再生の割合：
39%（2012年度）→67%（2018年度）
- 生態系機能ポテンシャルマップのべ作成数：8件（～2021年度）

(環境・社会・経済的効果)

- 平時にも、地域の景観向上や観光業に貢献する多様な生態系サービスを提供し、地域活性化に寄与
- 人口減少や過疎化等により生じた空間的余裕の有効活用、維持管理等の省力化・省コスト化
- 雨庭整備により、雨水による被害の減災、良好な景観形成、生物多様性の保全

(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上（グリーンインフラやEco-DRRの推進③）

課題及び今後の取組方針

【グリーンインフラの推進】

- ◆ グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発を推進するとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を推進する。また、グリーンインフラ技術の社会実装の拡大を通じて、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG投資の拡大を図る。
- ◆ 雨水貯留浸透地帯の特別緑地保全地区への指定について、引き続き制度の周知等を行う。

【Eco-DRRの推進】

- ◆ 生態系の防災・減災機能に関する定量的評価の精度向上に向けて、さらなる調査研究が必要。
- ◆ 人工構造物と異なり、生態系を活用した防災・減災は、工法や維持管理手法が確立されていないことから、地域の実情に適した手法の開発が必要。
- ◆ 次期生物多様性国家戦略において、気候変動対策を含む様々な社会課題の解決にNbSを用いていくことを柱とする方針。
- ◆ 「生物多様性地域戦略」策定やポテンシャルマップ作成手法にかかる手引きの普及等を通じて地域での実装を促進する。

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用（国立公園等を活用した地方創生①）

【環境基本計画のポイント】（P36）

- 国立公園において、我が国の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、保護すべきところは保護しつつ、利用の促進を図るための取組を推進する。さらに、ICT等も活用し受入れ環境整備を進めるとともに、利用料や民間資金等の活用により、重要な観光資源である地域の自然環境が持続的に保全される仕組みづくりを図り、地域経済の活性化と自然環境保全の好循環を生み出す。
- 国民公園等においても、庭園としての質の向上や苑内施設の利便性・安全性の向上等、一層の来苑者拡大の取組を進める。

（取組の進捗状況）

国立公園の利用促進

- ◆ 2016年より、先行的・集中的に取組を進める公園を中心に「国立公園満喫プロジェクト」を開始し、対象公園でのステップアッププログラムの策定、協議会の設置や、受入環境整備等の各種事業を実施。2020年8月に「国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針」をとりまとめ、取組を進める各公園においてステップアッププログラム2025を策定。
- ◆ 国内誘客の強化、ワーケーション等国立公園の新しい利用価値の提供、国立公園における脱炭素化の取組促進を目的としたゼロカーボンパークの登録や利用施設の脱炭素化等の推進によるサステナブルツーリズムの実現、利用者負担による保全の仕組みづくり等を推進。
- ◆ 国立公園満喫プロジェクトの成果を全34国立公園や国定公園に展開するため、2021年に自然公園法を改正し、地域の魅力を生かした自然体験活動を促進する「自然体験活動促進計画」及び魅力的な滞在環境を整備する「利用拠点整備改善計画」を導入。質の高い自然体験の促進、廃屋撤去等の景観改善、脱炭素化等の持続可能性向上、民間活力導入、ワーケーション環境整備等により滞在環境の向上を図っている。

国民公園における来苑者拡大の取組

＜京都御苑＞

- ◆ 歴史と自然の重層性を保つ京都御苑の魅力を保護、継承し、国内外の多様な利用者と共有することを目的として今後10年間に実施すべき取組をまとめた京都御苑施設整備基本計画を2021年3月に策定。
- ◆ 2021年に閑院宮邸跡収納展示館、拾翠亭のリニューアル、休憩所3棟の新築工事を実施。庭園としての質の向上として「近衛池」「九條池」「閑院宮邸跡」を改修するとともに、「桂宮邸跡」の整備を実施。その他、苑内各所にデジタルサイネージを設置して案内を強化するとともに、老朽化した土塀や御門等の改修により安全性の向上等を図った。

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用（国立公園等を活用した地方創生②）

(取組の進捗状況（続き）)

国民公園における来苑者拡大の取組（続き）

<新宿御苑>

- ◆ 老朽施設の改修、案内板等の多言語化、ベンチ等の増設、園路舗装、園内情報提供端末の設置など、園内の利便性・安全性向上に資する改修等を実施。
- ◆ 2020年に新宿御苑の案内機能強化と国立公園の情報発信を目的としたインフォメーションセンターの改修を実施。
- ◆ 来苑者拡大に向け、新宿御苑の魅力向上策として、開園時間の延長や夜間ライトアップ、入園券のキャッシュレス購入化などを実施。

<皇居外苑>

- ◆ 皇居外苑の国民公園としての歴史や周辺地域との関係、コロナ禍における役割等について確認するとともに、その整備状況や利用の現状と課題を整理し、これからの皇居外苑の利用の在り方について取りまとめた報告書を2021年にとりまとめた。
- ◆ 旧江戸城由来の歴史的な建築物、石垣、濠を残すための修復整備や、正門前帯の黒松、芝生等による美しい景観を維持するための樹木整形等を実施。
- ◆ 夜間景観の整備を目的として照明設備の整備を進め、和田倉噴水と石垣のライトアップを実施。



(定量的な取組の進捗)

- ・ 利用者から得られる協力金等によって自然環境の保全活動等を行う仕組みづくりの検討を実施している地域数：
7地域（2019年）、9地域（2020年）、10地域（2021年）
- ・ 国立公園内の外国人利用者数： 694万人（2018年）、（2019年10月以降推計不可）
- ・ 国立公園内の宿泊者数（日本人延べ）：
16,390人（2018年）、16,894人（2019年）、11,270人（2020年）、11,046人（2021年）

(環境・社会・経済的効果)

- ・ 外国人利用者数1000万人目標を見据えた、新型コロナウイルスによる影響前の訪日外国人利用者の復活及び国内利用者の復活
- ・ 利用者負担やルールづくり等により保護と利用の好循環を生む仕組みづくり
- ・ 来苑者拡大による地域経済の活性化
- ・ 来苑者の満足度の向上
- ・ 都市内の緑地としての生物多様性の保全

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用（国立公園等を活用した地方創生③）

課題及び今後の取組方針

【国立公園の利用促進】

- ◆ 各公園において、自然公園法改正も踏まえ、公園計画・管理運営計画・利用に関する行動計画（ステップアッププログラム等）等に利用の方針等を位置づけ、自然体験活動の促進や利用拠点の整備改善を推進する必要がある。また各公園のストーリーを活かした日本の国立公園のブランド強化と国立公園を目的とした誘客を促進する必要がある。
- ◆ 各公園において、関係計画への利用の方針等の位置づけ、ステップアッププログラムの策定、ステップアッププログラム2025等に基づく取組（ストーリーに基づく自然体験コンテンツの充実・質の向上、利用拠点の整備改善等の受入環境整備）の推進、それらコンテンツも活かしたアドベンチャートラベル層などターゲットを定めたプロモーション戦略を踏まえた情報発信の強化を行う。

【国民公園における来苑者拡大の取組】

- ◆ 国民公園としての自然環境を保全しつつ、老朽施設も数多く残されていることから、施設の更新やバリアフリー化、あらたな施設改修等の際の省エネ化等引き続き整備が必要。来苑者のニーズをくみ取りながら、庭園としての質の向上や苑内施設の利便性・安全性の向上、国民公園利用に関する積極的な情報発信を進め、一層の来苑者拡大に向けた取組を引き続き実施していく。

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用（エコツーリズムや各種ツーリズムの推進）

【環境基本計画のポイント】（P36）

- エコツーリズム、グリーンツーリズム等の各種ツーリズムは、地域の自然資源を保全しながら持続的に活用することより地域の活性化に貢献する。エコツーリズムに取り組む地域に対し、地域の自然観光資源を解説し、魅力的なプログラムづくり、地域の自然観光資源を保全しつつその魅力を伝えるガイド及びコーディネーター等の人材育成、戦略的な広報活動等を支援し、地域固有の魅力を活かした持続的な地域づくりを推進する。このほか、農業体験等を含むグリーンツーリズムやブルーツーリズム等の取組を推進する。

（取組の進捗状況）

各種ツーリズムの推進

- ◆ 2018年度から現在までに、地域の自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズムに取り組む地域協議会に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり、ガイド等の人材育成、自然資源を活用したツアープログラムの開発等に要する経費の支援を行った。
- ◆ 2018年度から現在までに、エコツーリズム推進全体構想の認定を受けた協議会等を対象に、旅行業界主催のエコツーリズムセミナーを共催したり、旅行博への出展の支援を行い、旅行業界との連携によるエコツーリズムを核にした持続可能な観光、地域づくりを推進した。
- ◆ 地域に生息する野生動物を観光資源とする取組を促進するため、2019年度より国立公園等資源整備事業費補助金による活動団体支援及び環境省直轄施設の改修を通じて、保全にも資する形でのツアー造成やプロモーションのためのウェブサイト構築等を実施。ルールブックを作成しての地元ガイドによるライチョウ観察ツアーの実施や傷病個体収容施設の改修によるオジロワシ等の見学ツアーなどを実施している。
- ◆ 2018年度から現在までに、農業体験等を含むグリーンツーリズム等を推進するため、農山漁村において農泊に取り組む地域協議会に対して、古民家等の改修、農業体験を含む体験プログラムの開発等に要する経費の支援等を行った。

（定量的な取組の進捗）

- ・ エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定数：3件(2018年度)、2件(2019年度)、1件(2020年度)、1件(2021年度)
- ・ エコツーリズム地域活性化支援事業交付金の交付件数：12件(2018年度)、8件(2019年度)、8件(2020年度)、7件(2021年度)

（環境・社会・経済的効果）

- ・ エコツーリズムの推進による持続可能な地域づくりの推進、自然環境の保全、環境教育の場としての活用とともに、観光振興、地域振興に貢献

課題及び今後の取組方針

- ◆ エコツーリズムの推進を通じて地域の観光振興、地域振興が図られている好事例を積み重ねていく必要。地域循環共生圏の創造に向け、エコツーリズムの推進を通して都市からの資金や人材がエコツーリズムを推進する地域に提供されるよう、エコツーリズムに取り組む協議会等に引き続き支援を行う。

重点戦略3 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用

(環境保全や持続可能性に着目した地域産業の付加価値向上 ①)



【環境基本計画のポイント】(P36)

- トキやコウノトリといった、地域を象徴する生物の保全と連動した農産物のブランド化や、伝統的農林水産業の保全・継承に取り組む世界農業遺産の認定地域における認証制度の実施など、生物多様性への配慮や持続可能な農法等により生産される農林水産物に付加価値を付けて販売する取組など、地域資源が持つ価値を、地域の創意工夫によって最大限引き出して魅力を高める取組を推進する。
- 自然資本を活用した6次産業化の促進や、交通網やITの発達によって土地を選ばなくなった業態の産業にとって魅力的な環境を整備し、Iターン・Uターンにもつなげる。また6次産業化等を通じて新たな価値の創出に成功した取組について、成功の要因や今後の課題等を分析・共有し、現場の取組を促す。

(取組の進捗状況)

地域資源の価値を引き出し魅力を高める取組

- ◆ トキの生息環境の保全や野生復帰推進など、地域の農業施策等と連携しトキ保護増殖事業計画の取組を進めた。
※佐渡市は、環境省が進めるトキ野生復帰に応じて、2008年にトキの餌場確保等を目的とする環境保全型農業を認定する。「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を立ち上げ、認証米はブランド化により高値で販売。売上の一部はトキ環境整備基金に募金している。
- ◆ 佐渡におけるトキの野生復帰が順調に進捗したことを踏まえ、保護増殖事業計画を変更し、事業区域を全国へと拡大、本州等におけるトキの定着を目指すこととした。
- ◆ 農業遺産認定地域では、5年間の保全計画に基づき農林水産業システムの維持・保全等に係る活動を実施
- ◆ 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い、有機農業等の農業生産活動を実施する取組について、環境保全型農業直接支払交付金による支援を実施。
- ◆ 全国約600地区において、各地域で化学農薬や化学肥料の使用方法などを定めた栽培暦について、2022年度中に環境負荷低減の観点から総点検を促すとともに、栽培暦の見直しに向けて、各地域に適した環境負荷低減に資する技術の実証・普及を支援することにより、それぞれの地域でまとまりをもった環境保全型農業の取組を推進。

取組事例の共有・現場の取組促進

- ◆ 2021年3月に、農林水産分野における生物多様性の保全・再生に係る先進的な取組事例を取りまとめ、ホームページ上で公開・発信。
- ◆ 2021年度フードサプライチェーンにおける生物多様性保全の推進委託事業により、食料・農林水産分野の生物多様性保全・再生の取組の見える化について、事例調査等を実施。成果をホームページで公開・情報を発信。
- ◆ 環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組について事例集を作成・公表し、環境保全効果をPRしてブランド化している等の優良事例について横展開を推進。
- ◆ 2021年度に、農業遺産認定地域の農林水産物の価値の向上を図るため、農業遺産認定地域における「食品販売・旅行商品開発の手引き」を公表。

重点戦略3 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用

(環境保全や持続可能性に着目した地域産業の付加価値向上 ②)

(定量的な取組の進捗)

- トキの野生下での生息：364羽（2018年度）→ 478羽（2021年度）
- 新たに世界農業遺産が2地域（2022年度）、日本農業遺産が14地域（2018年度7地域、2020年度7地域）認定
（2022年7月現在、国内の世界農業遺産認定地域は13地域、日本農業遺産認定地域は22地域）

(環境・社会・経済的効果)

- 希少種の保全、生物体多様性保全への寄与
- 地域のシンボルや自然資源でもある希少種の保全を図ることによって、地域の活性化に貢献
- 生物の保全と連動した農産物のブランド化の事例を提供

朱鷺と暮らす郷づくり認証制度（佐渡市）

認証基準

1. 化学農薬、化学肥料の5割以上削減
2. 生きものを育む技術
（冬期湛水、江・魚道等）を採用
3. 栽培者がエコファーマーの認定を取得



出典) 環境省資料

課題及び今後の取組方針

【地域資源の価値を引き出し魅力を高める取組】

- ◆ トキをはじめとする希少種保全を進める際に、地域の多様な主体の理解を醸成するとともに持続可能な取組とすることが重要となる。このため、自然環境分野のみならず、広く地域活性化の活動との連携を図り、好循環に向けて取り組む。

【取組事例の共有・現場の取組促進】

- ◆ 農林水産省生物多様性戦略の改定において、食料・農林水産業分野における生物多様性保全の取組事例を取り上げる方針。

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用（抜本的な鳥獣捕獲対策強化①）

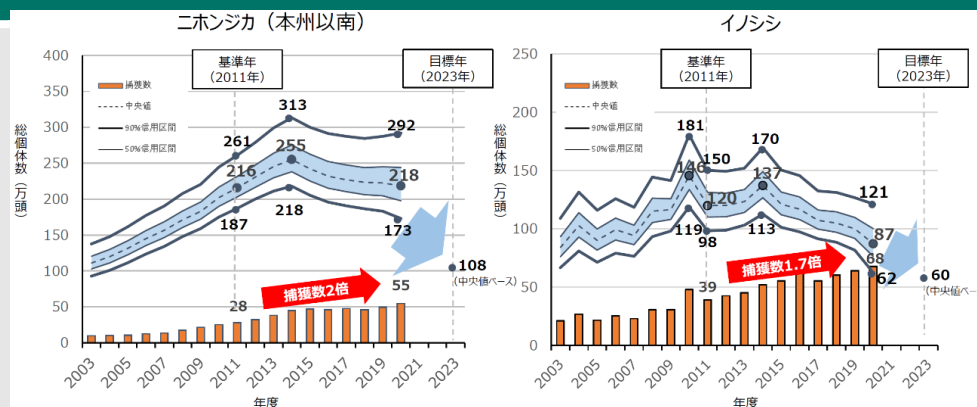
【環境基本計画のポイント】（P36）

- 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の広域かつ計画的な捕獲を推進する。
- 捕獲従事者の育成・確保を進める等、捕獲体制を整備する。
- ICTやシャープシューティング等を用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・普及や獣種の特성에応じた捕獲対策を推進するほか、捕獲した鳥獣の一部について、地域資源としての計画的・持続的な有効活用を図る等、地域における産業化を推進する。

（取組の進捗状況）

ニホンジカ・イノシシの捕獲の推進

- ◆ 「抜本的な鳥獣捕獲対策（2013年12月環境省・農林水産省）」において、2023年度までに2011年度比でニホンジカ・イノシシの個体数を半減する目標の達成に向け、2020年度及び2021年度に「集中捕獲キャンペーン」を実施し、シカ・イノシシの更なる捕獲強化を推進。2020年度のニホンジカ・イノシシの捕獲数は合計135万頭で過去最多。
- ◆ ニホンジカ・イノシシの個体数は、2014年度をピークにそれぞれ減少傾向に転じていると推定されているが、特にニホンジカについては、2023年度の半減目標の達成に向け、更なる捕獲の強化が必要。



捕獲体制の整備

- ◆ 鳥獣被害防止特措法が2021年6月に改正され、都道府県による広域的な捕獲や人材育成の充実強化、技術開発の成果の普及、捕獲鳥獣のペットフードや皮革等への有効利用等が新たに盛り込まれた。
- ◆ 都道府県・市町村と連携して、狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者等の育成・確保のため、狩猟の魅力を伝える「狩猟フォーラム」の開催、狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者を対象とした技術研修、専門的知見及び技術を有する人材の登録・紹介事業等を実施。

捕獲技術の開発・普及や捕獲鳥獣の有効利用

- ◆ ICT等を用いた効果的な捕獲手法の技術開発を交付金により支援し、取組事例を収集整理し横展開を実施。
- ◆ ジビエ等の利用を推進するため、狩猟等による捕獲へ支援しているほか、食肉加工処理に必要な費用を支援。
- ◆ ジビエについては、外食産業での利用の拡大や、ペットフードなどの新たな用途での利用が見られる。

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用（抜本的な鳥獣捕獲対策強化②）

（定量的な取組の進捗）

- ・ シカ・イノシシの捕獲頭数：118万頭（2018年度）→135万頭（2020年度）※過去最高
- ・ ジビエ利用量：1,283トン（2016年度）→1,887トン（2018年度）→1,810トン（2020年度）
- ・ ニホンジカ（本州以南）推定個体数（中央値）：255万頭（2014年度）→218万頭（2020年度）
- ・ イノシシ推定個体数（中央値）：137万頭（2014年度）→87万頭（2020年度）

（環境・社会・経済的效果）

- ・ ニホンジカ等による生態系被害の低減
- ・ 農作物への被害の低減
- ・ 人口減少・高齢化が進む地域における営農に係る負担軽減
- ・ 捕獲した鳥獣をジビエ、ペットフード、皮革など地域資源として有効活用

課題及び今後の取組方針

【ニホンジカ・イノシシの捕獲の推進】

- ◆ 2023年度の半減目標の達成には、特にニホンジカについて、更なる捕獲の強化が必要。指定管理鳥獣捕獲事業や鳥獣被害防止総合対策交付金等により、引き続きニホンジカ等の捕獲の強化を図るとともに、これまでの取組状況等を踏まえ、2024度以降の中長期的な目標を策定し、広域的かつ集中的な管理の継続・強化を図る。

【捕獲体制の整備】

- ◆ 捕獲等の担い手となる狩猟免許所持者は、近年は下げ止まり、ほぼ横ばいで推移しているものの、高齢化が進展しているため、狩猟者等の育成を図る。また、気候変動等の影響により、ニホンジカ等が捕獲が困難な高標高地に進出するなど、新たな課題も生じている。高い捕獲技術を有する認定鳥獣捕獲等事業者を育成するなど、十分な知識や技術を持った次世代の担い手育成等を推進する。

【捕獲技術の開発・普及や捕獲鳥獣の有効利用】

- ◆ ニホンジカ・イノシシの分布拡大や高齢化等による捕獲の担い手不足から、効果的・効率的な捕獲技術の開発・普及が求められており、ICT導入や研修等により、技術の普及を推進する。
- ◆ ジビエ利用について、2019年度の水準から2025年度までに倍増（4,000トン）させる目標に向け、これまで捕獲個体の搬入が難しかった地域から広域的に搬入する手法を確立することが必要。併せてジビエのほか、皮革、角、骨を含めた利用可能な個体のフル活用等により、ジビエ利用量を増加させる。（2020年度実績：1,810トン）

(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換（「新・湯治」等による健康寿命の延伸①）

【環境基本計画のポイント】（P41）

- 温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とのふれあい、心身ともに元気になることを目指す「新・湯治」を推進する。
- 自然とのふれあいが健康に与える好影響に関する科学的データを収集・整理し、健康寿命延伸に資するふれあいを促す取組を推進する。

（取組の進捗状況）

「新・湯治」の推進

- ◆ 「新・湯治」の考えを共有する地域、自治体、団体等を「チーム新・湯治」として緩やかにネットワークでつなぎ、互いに情報発信・意見交換するとともに、温泉地と企業等のマッチングを促進するなど、後述の健康効果発信も含め、温泉地活性化に向けた取組を実施。
- ◆ 温泉地全体で得られる療養効果を全国初の統一フォーマット（アンケート調査）で科学的に把握・情報発信する、「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」を2018年度より実施。2021年8月に、3年分（11,830件）の調査結果（9割以上の利用者が良好な変化を実感、温泉利用に運動や観光等を組み合わせることでより良い効果、等）をとりまとめて公表。



環境省全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクト
3カ年調査結果
（平成30年度～令和2年度）
概要報告



環境省では、温泉地の協力を得て、温泉地全体で得られる療養効果を全国初の統一フォーマットで把握し、全国の温泉地の視点に立つて情報発信するため、「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」を平成30年度より実施しました。3年分（11,830件）の結果がとりまとまりましたので、ご報告いたします。

- 結果①** 温泉地滞在後は心身に良い変化が得られました。
- 結果②** 単に湯に浸かるだけではなく、ゴルフや登山などの運動、温泉地での周辺観光や食べ歩き、マッサージやエステなどのアクティビティを行うこと等が、より良い心身への変化に関連していました。
- 結果③** 長期間の温泉地滞在ではなくても日帰りや1泊2日、年間を通して高頻度で温泉を訪れることで心身への良い影響が見受けられました。

科学的データの収集・整理

- ◆ 2019年度に、自然環境が健康に与える影響に関する文献調査を実施し、2020年2月に「生物多様性と健康に関する科学的知見調査業務報告書」を公表した。
- ◆ 2021年度に「国立公園に、行ってみよう！」サイトにて、国立公園等自然豊かな環境下で過ごすことで期待できる健康効果を紹介するページを構築し、森林浴や温泉の効果・効能、ストレス緩和等に係る既存研究のデータ等を紹介。

(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換（「新・湯治」等による健康寿命の延伸②）

（定量的な取組の進捗）

- ・「チーム新・湯治」チーム員の参加者数：（2018年度募集開始）→366団体・個人（2021年度末）
- ・「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」アンケート数：11,830件（2018～2020年度）
- ・温泉利用施設宿泊者数：2018年度 約1億3千万人 → 2020年度 約7.7千万人※ コロナ禍による影響あり
- ・全国の温泉湧出量：2,518,971 L/分（2018年度末）→ 2,534,086 L/分（2020年度末）

（環境・社会・経済的効果）

- ・温泉地を中心とした自治体、団体、企業等による多様なネットワークを通じた多種多様な連携が生まれ、温泉地活性化に寄与
- ・温泉地全体で得られる療養効果が科学的に把握されたことにより、温泉地への誘客に寄与
- ・温泉資源の保護

課題及び今後の取組方針

【「新・湯治」の推進】

- ◆ チーム新・湯治における多様なネットワークを通じた連携強化や、「新・湯治」の療養効果の把握を通じた温泉地の更なる活性化のためには、各温泉地それぞれの強みを活かした、地域関係者の自主的かつ継続的な取組が必要。チーム新・湯治における自主的な取組を促進するため、先進的なコンテンツを創出するチーム員への支援の強化、チーム員相互の情報交換を行うことができる機会の提供、各温泉地にて独自に「新・湯治」の療養効果の把握・情報発信を行うための伴走支援等を行う。

(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発（生物多様性の保全・回復①）

【環境基本計画のポイント】（P48）

- 生物多様性の損失の防止や国土の価値の向上に資する、絶滅危惧種の保護や侵略的外来種の防除、二次的自然を含む生態系のモニタリングと保全・回復等に関する技術等の研究開発を推進する。
- 遺伝資源を含む生態系サービスと自然資本の経済・社会的価値の評価技術及び持続可能な管理・利用技術、気候変動の影響への適応等の分野における生態系機能の活用技術の研究開発の推進する。

（取組の進捗状況）

生物多様性の損失防止等に関する研究開発

【絶滅危惧種の保護に関する技術・研究】

- ◆ 絶滅危惧種の保護について、分類群ごとに効率的な生息域外保全や野生復帰に資する技術開発を推進。（アマミトゲネズミやミヤコカナヘビ等の飼育繁殖技術の確立、ライチョウの再導入に必要な腸内環境整備の手法確立、希少植物の播種・植え戻し手法の開発など）

【外来種の防除に関する技術・研究】

- ◆ 環境研究総合推進費により、オオバナミズキンバイ、ヒアリ、クビアカツヤカミキリ等の侵略的外来種の効果的な防除や早期防除に関する技術開発を推進。（ヒアリの忌避・殺虫剤の開発等）
- ◆ 2019～2023年度委託プロジェクト研究（農林水産省）により「農業被害をもたらす侵略的外来種の管理技術の開発」を実施。
- ◆ 特定外来生物であるカワヒバリガイやナガエツルノゲイトウ、アレチウリをはじめ、台湾シジミやネズミムギなど、農業上の被害やリスクが大きい侵略的外来種について、分布状況のほか、検知やモニタリングに必要な基礎的技術を開発。
- ◆ ナガエツルノゲイトウやアレチウリに有効な除草剤と二枚貝類の斃死に有効な薬剤の選定を完了。
- ◆ 特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチの使用規制が進められているため、商品化を見据えた土着の花粉媒介昆虫（エゾオオマルハナバチ）を代替最有力種として選抜し、増殖技術を開発。



エゾオオマルハナバチ

【二次的自然を含む生態系のモニタリング技術】

- ◆ 調査手法が捕獲等に限定されていた淡水魚類について、環境DNA分析技術の標準化（手引きの作成やリファレンスの整備）等を実施。「環境DNA分析技術を用いた淡水魚類調査手法の手引き」の第1版を2020年6月、第2版を2021年6月、改訂第2版を2022年6月に公開。
- ◆ 環境DNA分析技術を用いた両生類の調査手法マニュアルについて、2024年度の公表を目指し、2021年度から現地調査や分析等による検討・手引き作成等の作業を実施。
- ◆ 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の事業を進める中で、リモートセンシングやドローン、AI画像解析技術等を活用した調査の手法検討を実施。
- ◆ 果樹（リンゴ、ナシ、ウメ、カキ）及び果菜（カボチャ、ニガウリ）における訪花昆虫群の花粉媒介ポテンシャルを評価する指標と調査手法を開発し、目視によってモニタリングするための「花粉媒介昆虫調査マニュアル」を作成。

(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発（生物多様性の保全・回復②）

(取組の進捗状況（続き）)

生態系機能の活用技術の研究開発

【生態系サービスの経済・社会的価値の評価】

- ◆ 自然資本の経済・社会的価値の評価技術について、国内各地域における生態系サービスの経済価値の評価を実施。

【気候変動の影響への適応等】

- ◆ 気候変動影響の総合的な評価に向けて、国・地方の研究機関が連携しつつ、自然生態系をはじめとした多様な分野における気候変動影響の予測・評価に関する総合的な研究を推進する等を盛り込んだ気候変動適応計画を2021年10月に改定。
- ◆ 将来の気候変動を考慮した感染症や気象災害への強靱化を目指し、想定すべき事象に関する情報を整備するとともに、自然が持つ多様な機能を活用した災害リスクの低減等の取組についてまとめたマニュアルの作成に向けた検討を実施。
- ◆ 気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業（2017年度～2021年度）において、各国の遺伝資源に係る制度や運用状況に係る最新の情報を調査し、セミナー等の開催により国内の遺伝資源利用者に提供。

(定量的な取組の進捗)

- ・ 環境DNA分析技術を用いた淡水魚類調査手法の手引きのダウンロード数： 1,148件（2020年度）、1,682件（2021年度）
- ・ モニタリングサイト1000の成果を国や地方自治体が保全施策に活用した件数： 56件（2021年度）
- ・ 経済価値評価の評価事例数： 11件（2010年～2022年の累計）
- ・ 侵略的外来生物に関する啓蒙活動としてのセミナー開催： 4件（2019,2021年）
- ・ 「花粉媒介昆虫調査マニュアル」の配布：これまでに4研究機関、3大学、7公設試に計700部配布

(環境・社会・経済的効果)

- ・ 気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築。
- ・ 農地を侵害し、被害をもたらしている水生外来生物と外来植物について、侵入量や定着箇所に応じた駆除・低密度管理を実施し、農業環境への影響を緩和。
- ・ 侵略的外来種がすでに農地及びその周辺で異常繁殖して農業用水障害や雑草害などが起きている。数十億円以上と見積られる被害額と外来生物の駆除等に要する経費を削減し、農業生産活動と生物多様性の保全を両立。
- ・ 海外遺伝資源の取得・利用を円滑に進めやすい環境を整備。
- ・ 野生花粉媒介昆虫の積極的利用技術の開発により、農産物の生産安定化・高品質化に寄与。（国内で約3,300億円（2013年度）と見積られる野生花粉媒介昆虫による農産物生産への貢献を維持）
- ・ 生態系の劣化や気候変動等により懸念されている野生花粉媒介昆虫等の減少を評価できる手法の生産現場での利用。
- ・ 効率的で迅速な生態系モニタリングの実施、省力化・省コスト化に貢献し、国や自治体の保全施策の策定にも寄与。

(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発（生物多様性の保全・回復③）

課題及び今後の取組方針

【生物多様性の損失防止等に関する研究開発】

（絶滅危惧種の保護に関する技術・研究）

- ◆ 効率的なモニタリングや生息域内保全・生息域外保全の質の向上が課題。希少種の追跡・モニタリングの省力化、保全優先度を評価するための遺伝的多様性の把握、生殖細胞等の保存・活用を含めた効率的な生息域外保全等に資する技術の整備を推進する。

（外来生物の防除に関する技術・研究）

- ◆ 特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチの代替種の商品化が課題。

（二次的自然を含む生態系のモニタリング技術）

- ◆ 訪花昆虫群の調査・識別は目視が基本であるため、さらなる簡略化を目指して、AIによる画像解析技術や環境DNAを用いた分析技術等の開発が課題。
- ◆ 環境DNA分析において、正確なDNAの配列情報が登録されていない種については、判別ができないため、リファレンス整備の充実が望まれる。1 サンプルから特定の分類群の生物相情報を一括で把握する「網羅的解析」では、現状では近縁種で分類不可の種群があるなど、技術上の課題もある。
- ◆ 自然環境保全基礎調査における動物分布情報の取得にあたり、環境DNA分析技術を用いた調査手法の活用を推進。
- ◆ リモートセンシングやドローン、AI画像解析技術等の活用については、情報判別に係る技術がまだ不十分であり、さらなる技術開発等が必要。AI画像解析やドローン等の新規技術の研究開発をさらに進め、調査手法のさらなる省力化・省コスト化を推進する。

【生態系機能の活用技術の研究開発】

（生態系サービスの経済・社会的価値の評価）

- ◆ 蓄積した事例を他の政策（環境影響評価等）にどう活用するか、引き続き検討が必要。これまで得られた知見を活用し、地域における政策に繋げるための施策を検討する。
 - ◆ SEEA（環境経済統合勘定）などの国際的な知見を踏まえ、国際的な評価手法の我が国への適用を目指す。
 - ◆ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」を進める。
- ##### （気候変動の影響への適応等）
- ◆ 気候変動適応計画の効果的な推進のためには、それぞれの施策が気候変動影響による被害の回避・軽減にどれだけ貢献したかなど、気候変動適応に関する施策の効果を定量的に把握・評価していくことが重要。
 - ◆ 「気候変動適応計画」（2021年10月22日閣議決定）で設定したKPIによる計画の進展状況を把握するとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法を検討する。また、次期気候変動影響評価報告書（2025年度予定）に向けて評価手法の検討を行う。

(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発（生態系を活用した防災・減災等）

【環境基本計画のポイント】（P49）

- 森林の土砂崩壊防止機能、サンゴ礁の波浪防止機能等の生態系を活用した防災・減災や適応策についての工法や維持管理手法、その機能の評価等についての更なる研究開発を推進する。また、生態系と人工構造物を融合させる複合技術の開発を進める。

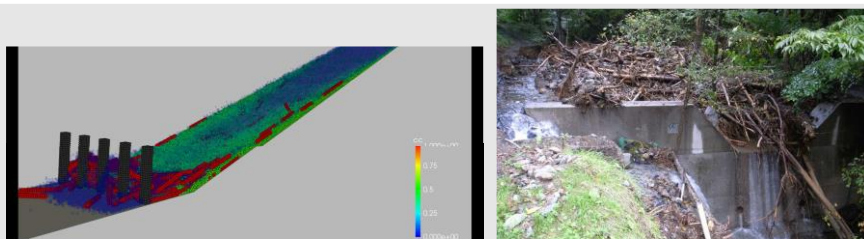
（取組の進捗状況）

生態系を活用した防災・減災

- ◆ 技術開発事業※において、生態系を活用した防災・減災対策として、流木を効率的に捕捉するための溪畔林の管理手法とともに、山地流域の地形条件等に対応して効率的に流木捕捉施設を設置する技術を開発。

※「森林・林業、水産業分野における気候変動適応技術の開発」のうち
「流木災害防止・被害軽減技術の開発」（2019年度～2023事業）

- ◆ 2018～2021年度まで環境研究総合推進費において、海岸における防災・減災を含め、グリーンインフラとグレーインフラのハイブリッドインフラによる防災・減災機能等を評価する研究を実施。ハイブリッドインフラの効果について、物理、生態、経済学的なモデルを構築し、様々な生態系がもつ機能を定量的に評価した。



生態系を活用した流木災害の軽減手法として、流木が森林域内から流出するのを効果的に防ぐための、溪流沿いの樹木の管理手法や流木捕捉施設の設置手法を開発。

（定量的な取組の進捗）

- 「流木災害防止・被害軽減技術の開発」について市町村等へのアウトリーチ活動としてセミナー等開催：2件（2020年度）、1件開催（2021年度）
- 関係省庁や各自治体等から報告される、サンゴ礁生態系保全に資する取組の数：68件（2020年度）（2026年度目標90件）

（環境・社会・経済的效果）

- 豪雨時の流木による災害軽減
- 健全な生態系の回復
- 生物多様性保全、気候変動対策（緩和・適応）、防災・減災対策に貢献

課題及び今後の取組方針

- ◆ 成果の普及の迅速化に向けどう取り組むかが今後の課題である。
- ◆ 流木の集積・捕捉過程の数値計算手法の改良等を行うとともに、効果的な流木捕捉のための予測ツールを開発する。
- ◆ 生態系を活用した防災・減災機能の技術や評価手法の開発を引き続き推進する。

重点戦略を支える政策の進捗

(環境基本計画のポイント)

生物多様性の確保・自然共生の取組については、生物多様性基本法に基づき策定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づいて総合的かつ計画的に施策を推進する。また、2020年の生物多様性条約第15回締約国会議で決定されることが見込まれるポスト愛知目標や第2章の重点戦略及び第4部の環境保全施策の体系を踏まえて、2021年以降に同戦略を改定する。

(点検方法)

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」（令和3年1月27日 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議）を活用

※環境基本計画において 「3. 生物多様性の確保・自然共生」 については（中略）生物多様性国家戦略の直近の点検結果を可能な限り活用する、とされている。

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」における点検手法

1. 5つの基本戦略（〔1〕生物多様性を社会に浸透させる、〔2〕地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、〔3〕森・里・川・海のつながりを確保する、〔4〕地球規模の視野を持って行動する、〔5〕科学的基盤を強化し、政策に結びつける）ごとの達成状況について、関連指標群の推移、具体的施策の実施状況、数値目標の達成状況をもとに総合的に評価（第1部）
2. 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標を踏まえて設定した13の国別目標の達成状況について、主要行動目標の取組状況および関連指標群の動向を踏まえて評価（第2部）
3. 生物多様性に関する政府の行動計画として体系的に整理した具体的施策と加速する施策について、達成状況を評価（第3部）

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」(第1部)

【目 標】

◆ 長期目標 (2050年)

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる**自然共生社会**を実現する

◆ 短期目標 (2020年)

- 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する

■ 国家戦略全体の評価結果

長期目標：生物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因やその根底にある価値観と行動に変化を引き起こすため新たな取組、国家戦略の構造等の改善※が望まれる。

※基本戦略に対応する指標や数値目標の設定や、達成状況を把握するために適切かつ明確な指標の設定 等

短期目標：国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、**全ての目標が達成したとは言えず、更なる努力が必要**。

【基本戦略ごとの評価】

点検方法：5つの基本戦略に関連する関連指標群、数値目標、施策の達成状況を踏まえて総合的に評価

基本戦略	評価結果
1. 生物多様性を社会に浸透させる	生物多様性を社会に浸透させる取組に着実な進捗が見られたが、生物多様性を社会に浸透させたとまでは 言えないと評価 。
2. 地域における人と自然との関係を見直し、再構築する	人と自然との豊かな関係を着実に作りつつあるが、地域における人と自然の関係を見直し、再構築するまでには 至っていないと評価 。
3. 森・里・川・海のつながりを確保する	森、里、川、海のそれぞれの中での個別のつながりの確保に向けた取組は着実に進捗したが、森・里・川・海の全体のつながりを確保したとまでは 言い切れないと評価 。
4. 地球規模の視野を持って行動する	一部数値目標の未達成などの取組の遅れが見られるが、国際的な資金メカニズム等を通じた途上国支援など、地球規模の視野を持った行動は 概ねなされたと評価 。
5. 科学的基盤を強化し、政策に結びつける	科学的基盤の強化と政策への結びつけは 概ねなされたと評価 。

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」(第2,3部)

愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 「5の戦略目標」を構成する「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「81の指標」

■ 評価結果

評価結果：明確に達成した目標は**13の国別目標のうち5**にとどまるが、**愛知目標の達成に向けて着実に進捗**。

達成した国別目標：

- ・ B-4 (外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等)
- ・ C-1 (陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理)
- ・ D-3 (名古屋議定書の締結と国内措置の実施)
- ・ E-1 (生物多様性国家戦略に基づく施策の推進等)
- ・ E-2 (伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源の効果的・効率的動員)

行動計画

国土空間的施策

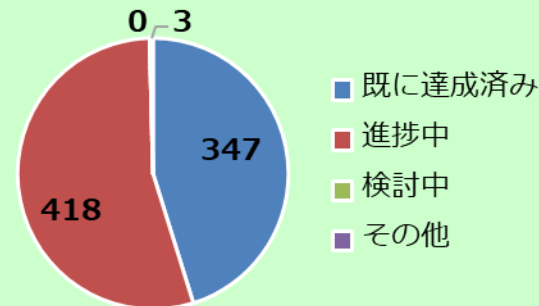
横断的・基盤的施策

東日本大震災からの復興・再生

- 約**700**の具体的施策
- **50**の数値目標

■ 評価結果

- ・ 多くの施策で**着実な進捗は認められるものの、目標達成に至った施策は限られた状況**。



重点戦略を支える政策： 生物多様性の確保・自然共生②

(環境基本計画のポイント)

生物多様性の確保・自然共生の取組については、生物多様性基本法に基づき策定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づいて総合的かつ計画的に施策を推進する。また、**2020年の生物多様性条約第15回締約国会議で決定されることが見込まれるポスト愛知目標や第2章の重点戦略及び第4部の環境保全施策の体系を踏まえて、2021年以降に同戦略を改定する。**

【次期生物多様性国家戦略の検討状況】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初2020年10月に開催される予定であったCOP15が延期され、ポスト2020生物多様性枠組の採択が遅れていることを受け、次期生物多様性国家戦略の策定も遅れている。
- ◆ 環境省では、次期生物多様性国家戦略の策定に向け、主要な課題や対応の方向性について、幅広い観点から有識者の意見を伺うことを目的として、2020年1月に「次期生物多様性国家戦略研究会」を設置し、9回の委員会を経て2021年7月に「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」をとりまとめた。
- ◆ 2021年8月より、中央環境審議会自然環境部会に生物多様性国家戦略小委員会を設置し、2022年8月までに5回の委員会を開催し、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を行っているところ。
- ◆ ポスト2020生物多様性枠組に係る国際的な動向も踏まえながら、年度内の次期生物多様性国家戦略策定を目指し検討を進めている。

第1部「基本戦略」の点検結果として、各基本戦略の項目ごとに次期生物多様性国家戦略に向けた課題が示された。特に達成が不十分であった基本戦略①②③について、新たな取組が必要とされている。（各項目の課題詳細は別紙参照）

【生物多様性国家戦略2012-2020の基本戦略と各項目】

基本戦略①生物多様性を社会に浸透させる

- 生物多様性に関する広報の推進
- 多様な主体の連携の促進
- 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進
- 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進
- 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実
- 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進
- 生物多様性に配慮した消費行動への転換

基本戦略②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する

- 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進
- 鳥獣と共存した地域づくりの推進
- 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- 地域固有の野生生物を保全する取組の推進
- 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

基本戦略③森・里・川・海のつながりを確保する

- 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進
- 森林の整備・保全
- 都市の緑地の保全・再生など
- 河川・湿地などの保全・再生
- 沿岸・海洋域の保全・再生
- 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進

基本戦略④地球規模の視野をもって行動する

- 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献
- 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進
- 生物多様性に関わる国際協力の推進
- 世界的に重要な地域の保全管理の推進

基本戦略⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける

- 基礎的データの整備
- 生物多様性の総合評価
- 科学と政策の結びつきの強化

総括

【全体の評価】

- ◆ 分野ごとに状況は異なるものの、全体として様々な取組が積極的に行われていると評価できた。
※指標による定量的な評価が困難な分野については、定性的な取組状況をもとに点検を行った。
※なお今回の評価では、国立公園の利用促進や「新・湯治」の推進において、新型コロナウイルス感染症の影響が見られることから、取組の効果を評価するためにはコロナ後の推移を継続的に観察する必要がある。
- ◆ いずれの分野でも更なる取組の強化や新たな取組を推進する方針が示され、今後これらを着実に実施していくことが重要である。

<「点検の視点」ごとの評価>

（環境・経済・社会上のマルチベネフィット／地域循環共生圏への貢献）

- 今回点検の対象とした国土の多様性維持や環境インフラ活用、地域資源を活用した地域づくり、健康な暮らしの実現や持続可能性を支える技術開発などの取組は、いずれも、新たなビジネスや雇用、地域の産業振興、魅力的な地域づくり、防災・減災、調査・技術の向上など、幅広い効果があると考えられ、地域循環共生圏にも貢献するものと期待される。
- 脱炭素や気候変動への適応の観点からは、バイオマス資源の利活用、自然を活用した社会課題の解決（NbS）や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進、気候変動影響の予測・評価に関する研究の推進、気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進など幅広い分野の取組が見られた。
- 各取組の効果を高めるため、各省庁・部局の施策間の連携、関係機関等との協力をさらに進めることが重要である。

（イノベーションの可能性）

- 環境DNA分析やAI画像解析などの新たな技術の開発・活用により、これまで捕獲や目視に限られていた調査の効率化・省力化等が期待され、活用分野の拡大が見込まれる。
- 新たな技術の実用化や普及に向け、更なる知見の集積や技術開発、省コスト化等が必要である。

今回の点検結果を踏まえて、引き続き、環境基本計画に位置付けられた施策を進めていくとともに、今回の点検を通して明らかになった諸課題について検討を行い、環境基本計画の見直しや次期生物多様性国家戦略策定の議論に反映させていく。

第45回自然環境部会（2022年8月10日）での委員意見



- ◆ 特に地域脱炭素・再生可能エネルギー推進と生物多様性保全といった、共生が求められる分野において、部会の枠を超えて議論する仕組みが非常に重要である。
- ◆ 点検の視点として、生物多様性のみならず気候変動や経済社会的な観点を含めていること、また経済的・社会的効果も見ている点は評価できる。
- ◆ 地域の行政資源は限られることから、計画等の策定において、どこに重点を置いて設計するかという検討も必要。計画や戦略、構想について、たくさんの分野にそれぞれ計画や構想を個別につくらなくて済むように、全体を見回し計画の統合など工夫が必要。
- ◆ 取組の推進に当たり、他省庁と有機的に連携するとともに、そこにおいて環境省が積極的な役割を果たしていくべき。